

屋形船（若あゆ丸）高質化業務委託 仕様書

1 業務の名称

屋形船（若あゆ丸）高質化業務委託

2 業務の目的

犬山市では、犬山観光の更なる飛躍と観光分野の産業としての成長、そして持続可能な観光まちづくりを実現することを目的に「犬山市観光戦略」を令和4年3月に策定した。本戦略においては犬山観光の魅力を総合的に推し進める特に重要な施策（プロジェクト）として「重点プロジェクト」を8つ掲げており、その1つとして「日本ライン再発見ルート」として木曾川河畔の美しい景観を保全するとともに四季折々の豊富な資源を活かし、何度も訪れたいくなる楽しい空間づくりを進めることとしている。その中のチャレンジする施策として「遊覧船メニューの拡充（企画船、定期船など）」を今後取り組んでいくこととしており、実現には木曾川での川遊びを更に楽しむことができるよう、船の高質化は重要であり、木曾川河畔空間全体の魅力を高めることに繋がると考える。

本業務の対象となる屋形船（若あゆ丸）は市が所有している唯一の屋形船であり、1989年の就航以来、改修の実績はなく老朽化が進んでいる。本業務は、「犬山市観光戦略」に記載の河畔活性化という目的を把握した上で、木曾川うかい事業の継続と発展を目標に、屋形船（若あゆ丸）を改修することで遊覧船事業の高質化を実現することを目的とする。なお、本業務の受託者選定にあたっては、造船やデザインに対する幅広い知見を有しているだけでなく、高度な創造性、技術力、専門性、豊富な経験に加えて他地域の事例にも精通している者を選定することが必要であることから、公平かつ適正に公募型プロポーザル方式で実施するものである。

なお、この事業の財源は、実業家である前澤友作氏の犬山市へのふるさと納税による寄附が財源となっており、前澤氏からコロナ禍で疲弊した観光分野を発展させるため観光振興に関する提案募集があったところ、犬山市は屋形船（若あゆ丸）改修等による高質化を実現し木曾川遊覧事業の強化を提案したことで採択されたという経緯がある。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和5年3月28日まで

4 業務の方針・方向性（基本コンセプト）

改修にあたり、下記を踏まえたものとする

(1) 犬山らしさ

令和3年度末に策定が完了した「犬山市観光戦略」で示した「犬山らしさ」を十分に理解した内容とすること。具体的には「水景・城景・緑景」を認識すること。

(2) 高質化

高級感・特別感を感じさせるものとする。従来の観覧船・遊覧船とは違う、新たな付加価値を与えられるものとする。

- (3) 木曾川河畔との調和
木曾川河畔の雄大な景観、歴史、文化を踏まえ、調和した内容とすること。
- (4) デザイン
和とモダンが融合した意匠を心掛けること。木曾川景観とも調和しつつ、現代的なテイストも取り入れることで、木曾川、遊覧船、鵜飼を含む川の魅力を高められる意匠とすること。
- (5) 機能性
船内で快適に過ごせる仕様とすること。様々な用途に対応可能な機能を有していること。
- (6) 独自性
他の地域にある遊覧船との差別化を図ることができるオリジナリティを見出すこと。従来とは別のニーズを喚起できる仕様とすること。

5 本業務を経て目指す姿

- (1) 目指す姿は「4 業務の方針・方向性（基本コンセプト）」を踏まえた上で次のとおりとする。
屋形船を高級な仕様に改修する。従来の鵜飼観覧での主な用途は「VIP客のおもてなし（※1）」「市民鵜飼利用（※2）」「民間会社への貸し出し（※3）」である。改修により各々の用途に対して、これまで以上に高級感があり、満足感が高く、充足できる設えにして提供する。
 - （※1）VIP客のおもてなし…各種協議会や懇親会などの行政利用
 - （※2）市民鵜飼…市民を対象に鵜飼へ招待（小中学生鵜飼体験、親子鵜飼、なごみ鵜飼（大人二人））
 - （※3）民間会社への貸し出し…木曾川観光（株）が屋形船（若あゆ丸）を借用して宿泊施設の宿泊客を乗船させる。
- (2) 上記（1）により、貸し出し利用回数を増やす。犬山での「川遊び」を充実させる。
- (3) 屋形船利用料の価格を上げる。客単価を上げる。
- (4) 上記（1）以外での新たな使用方法も見出し利活用を進める。

【目指す姿】

船での高級・高質な遊び方が増え（コンテンツの充実）、川遊びを楽しみ川に親しみを持つ人が増え、収益が高まるとともに犬山観光のブランド力が高まる。

6 業務の範囲・内容

- (1) 屋形船（若あゆ丸）の改修（デザイン及び施工）
 - 本市が所有する現行の屋形船（若あゆ丸）を、高級感と付加価値を有する船に改修し、高質化を実現すること。そのために乗船者が特別感や満足感、高級感を得られるような設えとすること。
 - 犬山市観光戦略に示す犬山らしさを踏まえ、木曾川の景観と調和しつつ、現代のテイスト

トも取り入れること。木曾川や鶴飼の魅力が高められるデザインとすること。

- 改修する屋形船は次の軽合金船 1 隻とする。

〈改修する現行の屋形船〉

船名	旅客定員	改造後定員	材質等	船（全長）	建造年
若あゆ丸	19 名	10～16 名 程度	軽合金	11.16m	1989 年

- 改修は屋形船の客室内装（床板など船体に付属するもの）及び屋形部分のみとする。屋形部分と船体との接合には柱を使用した構造とすること。（90 角：左右各 5 箇所、全 10 箇所）
- 現在の総重量は約 4.5t であり、これを超えないものとする。船の安定のため、出来るだけ軽量を心掛けること。
- 屋形部分の高さについては船の安定性を保たせるために現行よりも高くしないこと。屋根形状は操船しやすさの観点からシンプルなものとする。
- 手すりは設置することとし、観覧者が落水しないよう低くなりすぎない高さ・構造とすること（床板から 75 センチメートル以上）。
- 船揚げ時、クレーンで吊り上げた際に損傷することがないようにするため、屋形部分における軒先の長さは船体幅よりも大きくならないようにすること。
- 現行の屋形船は給仕スペースを設けるため一部が壁となっているが、船の操舵性を重視及び風の影響を受けにくくするため、壁は無くすること。
- 船体は現行のものを使用し、塗装等の簡易な補修に留めること。また、全体が腐食しにくいように塗料による保護を施すこと。
- 夜間に使用できるよう照明を設置すること。（間接照明など）それにあたっては、周囲の明るさに合わせられるよう調光式とすること。
- 一部構造床の点検部が開口することで浸水した水を取り除けるようにすること。
- この改修により旅客定員を従来よりも少なくし、乗船した際に一人当たりの空間を広く使用できるようにするものとする。なお、屋形船（若あゆ丸）は椅子とテーブルを使用したものとする（多彩なレイアウトに変更するため脱着式も可とするが、設置時には固定できるようにすること）。
- 蝋燭など、火器の使用については、発注者と協議の上、関係法令に基づき計画すること。他の法令についても確認の上進めること。

（2）屋形船の維持管理に関する措置

屋形船（若あゆ丸）運航時は雨天の際でも使用することがある。使用時に風雨を避けられる仕様として、通常使用に支障の無いようにすること。また、屋形船は河川敷内に係留もしくは河岸に設置して屋外保管しており、直射日光による日焼け、風雨による劣化等が想定されることから、運航しない時やシーズンオフにおける客室部への日光の入り込みや、荒天時の風雨の入り込みを防止するための措置が必要となる。そのため、主に客室部を保護する方法を考案し、必要な器具等を設置すること。なお、日光や雨水侵

入防止のための器具は、容易に取り外しが可能な仕様とすること。

(3) 図面の作成

(1)・(2)の実施に最低限必要となる改修図面等(デザイン図・平面図・立面図及びその他必要な図面等)を作成すること。改修図面等については受注者が発注内容どおりに施工可能であることが要件であり、詳細な設計図書は求めない。なお、改修する現行の屋形船(若あゆ丸)は設計図面が無いため、契約後に発注者と協議の上、詳細の採寸を行うこと。(見学会時には見積算出のため、各自で採寸可)

(4) その他

屋形船の改修は、(3)の改修図面等を発注者に提出して内容の承認を受けた後に実施すること。なお、屋形船(若あゆ丸)は安全運航のため、法定備品を備えるなど船舶検査に適合する必要があることから発注者の求めに応じ必要となる資料等を提出すること。

また、改修により屋形船へテーブル・イス等を備え付ける際には運航による落下や移動を防ぐため、固定できる仕様とすること。なお、屋形船の法定備品は、係船ロープ2本のほか、旅客定員分の小型船舶用救命クッション、小型船舶用救命浮環1個、小型船舶用消火器1本、消火用赤バケツ1個、笛1個、白色灯などである。これら法定備品については発注者が準備するが、その収納方法と箇所については発注者と協議の上決定すること。なお白色灯については、既存のものが使用できる可能性がある場合は、発注者と協議の上、極力使用すること。

7 その他

(1) 屋形部分の取壊し処分及び屋形船(若あゆ丸)の船上げ・船下ろし

屋形船(若あゆ丸)の屋形部分の取壊し及び撤去・処分は受注者が行うものとする。

屋形船(若あゆ丸)の改修を行うために必要となる陸への船上げ、改修後の川への船下ろしについては発注者が行うこととする。実施の際には、日時など発注者と事前に協議を行うこと。

(2) 施工場所について

施工場所は、屋形船(若あゆ丸)を存置している船揚げ場の空地を使用することを認める。発注者と協議の上、受注者で確保した場所での作業も認めるものとするが、搬入及び搬出については受注者で実施するものとする。

8 著作権等

本業務の実施による高級船及び改修図面の著作財産権は、すべて発注者に帰属する。

9 委託料の支払いについて

本業務の委託料については、業務の完了検査後に受注者からの請求をもって一括して支払うものとする。

10 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11 留意事項

- (1) 契約金額には、材料費、施工費、交通費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 本業務の全部を第三者に委託してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合は、発注者に書面により申請し、承認を得ること。
- (3) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において別途協議の上、対応するものとする。
- (4) 受注者は、本仕様にて定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。